

「人としての尊厳を取り戻す闘い」を支援する会

第8回口頭弁論 2010年1月27日（水）9時30分から、鳥取地方裁判所31号小法廷

第7回目の口頭弁論が11月24日、鳥取地方裁判所で開かれました。お忙しい中傍聴に駆けつけていただいた方には心から感謝申し上げます。次回は証人尋問が行われます。一人でも多くの方に傍聴に来て欲しく思います。よろしくお願いします。

第7回口頭弁論報告

主に、来年1月27日の証人尋問の時間割り振りに終始しました。原告の橋本さん、被告の渡辺医師、松島医師、他4名、計7人の証人が出廷することになりました。原告、被告の3人に対する尋問は、午後13時からとなっています。1日で全ての証人尋問がありますから、丸一日かかります。支援する会の皆様におかれましては、原告橋本さんを励ます意味でも、又被告にプレッシャーを加える意味でも、出来るだけ多くの人に裁判に駆けつけていただきますようお願いします。

学習会報告

第7回目の口頭弁論終了後、福祉文化会館会議室で、本裁判をめぐって学習会が開催されました。報告者として、原告橋本さんの弁護士大田原俊輔さんが、本裁判の意義についてお話をくださいました。お忙しい中1時間ばかりのお話でした。ここに、その時の主だった中味を簡単にお知らせします。

.....

今回の裁判に関して、以下の三点について話がありました。

一点目は、橋本さんの病気に関しての話、二点目は、本裁判の争点・意義、そして三点目は、支援する我々へのお願いです。

一点目に関して、

橋本さんの障害は、「双極性気分障がいⅡ型」。この疾病は、「軽躁」と「うつ」が相互反復する。橋本さんの場合は、そのサイクルがはやい。「ラビット・サイクラー」という。特に注意すべき点として、普段我々が接する橋本さんは、我々に会える状態であるということから、特にそこに彼女が障がいを抱えていると

は映らないということです。そのような「症状」が、一見普通の人に見えるからこそ、誤解を受ける結果となり、人間関係がうまくいかなくなることもある。社会的立場の喪失に伴う絶望感。今回の「事件」にいたるまでの橋本さんが抱えていた精神的状況は想像して余りあるものである。

二点目に関して、

これは裁判の争点ですから繰り返すまでもないと思います。橋本さんが訴えている相手は、明和会（渡辺病院）と国立病院機構（松島医師）です。細かな点は省くとして、訴えている中味は、渡辺病院に対しては、「治療放棄、その結果、橋本さんをして縊首行為に至らしめ、もっと問題なのはその予見すらできなかった」という事実であり、「今一つは、搬送先の病院への不適切な指示」にあります。松島医師に対しては、医療保護入院のための保護者からの「同意書」を取らなかったことです。

また、大田原弁護士が争点と同時に強調するのは、本件訴訟の意義です。精神障がい者が精神病院相手に訴訟を起こすことはまれなケースです。その理由として、①そもそも本人には訴える能力がない ②支援できる弁護士がいない ③裁判所は無理解（差別禁止法がないから、人権問題としての視点が判断基準に取り込まれない）

だからこそ、一つ一つの裁判で勝てるという事例を積み重ねて行くことが大事である。

三点目に関して、

障害の問題を人権問題としてとらえる。狭義には、「障がい」は身体や精神の機能低下に用いられる。広義には、そのことが原因となって派生する生活上の困難や不自由や不利益などを含むものとして用いられる。「問題はむしろ社会にある」という考えが人権問題としてとらえる考え方です。これを、「医療モデル」から「社会モデル」への転換といいます。

精神障がい者が地域で生きる際抱える問題は、その「独特のコミュニケーション」が社会から排除されているという点です。大田原弁護士は、精神障がい者にかかわるとは、上のコミュニケーションの「ズレ」の「翻訳者」になることであるといいます。

お知らせ

来る12月5日、6日、橋本さん、森島は、「第15回 障がい者政策研究会全国集会＜テーマ：障がい者権利条約をてこに真のチェンジを！＞」（場所：東京都新宿区 戸山サンライズ）に参加します。6日の分科会で、橋本さんは本裁判の話しを、森島は支援アピールをする予定にしています。詳細報告は次回の通信でお知らせします。

その後いただいたカンパのお礼

前回報告（通信6号）以降、以下の方にカンパをいただいております。ここに掲載してお礼を申し上げます。ありがとうございました。（敬称略）

池内 まどか

5,000円

「人としての尊厳を取り戻す闘い」を支援する会・呼びかけ人

<代表> 森島 吉美（広島修道大学 教授）

池内 まどか（社会福祉法人一条協会・高知県 事務局長）

岩田 啓靖（曹洞宗：大寧寺・山口県 住職）

内田 博文（九州大学 教授）

宇都宮 富夫（八幡浜市議会 議員）

江嶋 修作（解放社会学研究所 所長）

大久保 陽一（いのちくらしこども宍粟市民ネットワーク 代表）

金杉 恭子（広島修道大学 教授）

鐘ヶ江 晴彦（専修大学 教授）

川口 泰司（山口県人権啓発センター 事務局長）

佐々木 理信（浄土宗：真明寺・滋賀県 住職）

志村 哲郎（山口県立大学 教授）

露の 新治（落語家）

砥石 信（国連登録NGO 横浜国際人権センター・信州ブランチ 代表）

富田 多恵子（びわこ南部地域部落解放研究会 副会長）

林 力（福岡県人権研究所 顧問）

福岡 安則（埼玉大学 教授）

山崎 典子（浜田べっぴんの会 代表）

山本 真理（全国「精神病」者集団会員・世界精神医療ユーザーサバイバーネットワーク 理事）

若月 好（精神障害者当事者会「きまぐれの会」・鳥取県 民生児童主任）

亘 明志（長崎ウエスレヤン大学 教授）

<連絡先> 森島吉美 〒733-0874 広島市西区古江西町20-18-507

Tel/Fax: 082-273-3469 E-mail: morisima@orange.ocn.ne.jp